

民法 Chapter 10

Date

/

Date

/

Date

/



時効に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 他人の物を占有することが取得時効の要件であるので、所有権に基づいて不動産を占有していた場合には、取得時効は成立しない。
- 2 占有者がその占有開始時に目的物について他人の物であることを知らず、かつ、そのことについて過失がなくても、その後、占有継続中に他人の物であることを知った場合には、悪意の占有者として時効期間が計算される。
- 3 後順位抵当権者は、先順位抵当権の被担保債権について、その消滅時効を援用することができる。
- 4 債務につき消滅時効が完成した後に、債務者が債務の承認をした場合、債務者は、時効完成の事実を知らなかったときは、以後その完成した消滅時効を援用することができる。
- 5 Aが所有する不動産についてBが占有を継続したことにより取得時効が完成しても、Bは、その登記をしなければ、その後にAからその不動産を取得したCに対しては、時効による権利の取得を対抗することができない。

正解
5

[時効] 時効全般

1 妥当でない

民法162条は、取得時効の要件として「**他人の物を占有**」と規定しているが、判例は、「**所有権に基づいて不動産を占有する者**についても、民法162条の適用がある」とし、所有権に基づいて不動産を占有していた場合にも、取得時効が成立し得ることを認めている（最判昭42.7.21）。

2 妥当でない

民法162条2項は、短期取得時効の要件として、「**占有の開始の時**」に、善意・無過失であることを挙げている。したがって、占有継続中に他人の物であることを知った場合でも、悪意の占有者として時効期間が計算されるわけではない。

3 妥当でない

民法145条は、時効を援用し得る者について、「**当事者**（消滅時効にあつては、**保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者**を含む。）」と規定しているところ、判例は、**後順位抵当権者**は、先順位抵当権の被担保債権の**消滅時効を援用することができない**としている（最判平11.10.21）。その理由として、判例は、「先順位抵当権の被担保債権が消滅すると、後順位抵当権者の抵当権の順位が上昇し、これによって被担保債権に対する配当額が増加することがあり得るが、この配当額の増加に対する期待は、抵当権の順位の上昇によってもたらされる反射的な利益にすぎない」ことを挙げている。

4 妥当でない

判例は、債務者が、自己の負担する債務について時効が完成した後に、債権者に対し債務の承認をした以上、**時効完成の事実を知らなかったとき**でも、以後その債務についてその**完成した消滅時効の援用をすることは許されない**としている（最判昭41.4.20）。

5 妥当である

判例は、時効により不動産の所有権を取得しても、その登記がないときは、**時効完成后旧所有者から所有権を取得し登記を経た第三者**に対し、その**善意であると否とを問わず**、所有権の取得を**対抗することができない**としている（最判昭33.8.28）。

以上により、妥当なものは**肢5**であり、正解は**5**となる。